

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

A

第1. 設問1

1. Xは Yの Z社に対する損害賠償責任(423条1項)を追及するため、株主代表訴訟(849条1項)を提起するとか考えた。

・Xは Z社の株式を議決権の3%に相当する数と所有しているが、平成22年6月15日現在「有価証券届出書」の「大株主前名」3名(株主株主と有価株主)にあたるため、849条1項の要件を満たし、株主代表訴訟を提起できる。

2.(1)としてYは Z社の代表取締役であったため「役員等」(423条1項)にあたる。

10 (2) 「その任務を怠った」(423条1項)とは、任務懈怠をいふ。ここでは、善管注意義務(330条、民法644条)に違反したことをいう。

代表取締役は 株式会社全体の業務に関する一切の行為を専断権限を有する(349条4項)が、また、完全子会社については、完全子会社の資産価値が、親会社の経営に直接影響することから、親会社の代表取締役は完全子会社の業務遂行についても監視・監督する義務という善管注意義務を有するといえる。15
そして、その義務があったのに、監視・監督を怠った場合、善管注意義務に違反したといえる。

20 Yは Z社の代表取締役であり、A社は Z社の完全子会社であったため、Yは A社の業務遂行についても監視・監督する義務があったといえる。さらにこの場合、A社の顧問税理士から連絡があった際や、BからA社に対し、2000万円を貸し付けを依頼したと主に、A社の経営状況について調査する措置をとるから、たまた、監視・監督義務に違反したといえる。よって Yには 任務懈怠が認められる。

25 (3) A社は Z社の完全子会社であるため、Z社の資産

1 ページ

裏面へ

価値は直接 Z 社の経営に影響する。A 社は厚くして
令和 3 年 1 月以降には資本欠損に陥っており、もはや経営再建の
可能性は限りなく低い状態になっているため、A 社の
資産価値が減少し、X 社に損害を与えたといえるため、

5 「損害」は認めらる。

(4) また、Y が A 社の調査を指示してはいたが、~~その結果~~
~~にて~~、~~して~~いねは、A 社の状況について判明していたため、

Y が A 社の調査をしたこと、損害の因果関係も認めら
る。

10 (5)、そして Y は A 社の調査をしたことについて知悉でも
過失が認めらるため、~~帰責事由がある~~として責任
を要するといえる。(48 条 1 項)。

3. 以上より、X による Y に対する請求は認めらる。

15 第 2. 設問 2 (問 1)

1. 株主総会で否決された決議の取消しの訴人は
訴人の利益を欠くものとして訴え訴訟要件を欠き、訴えが
却下となるのが原則である。なされるは、否決された決議が
は何ら法律上の効果が生じるのか原則であるからである。

20 も、~~して~~、否決された決議を取り消すことに何らかの法律上の
効果があてはわっている場合は、例外的に訴人の利益を
認めらるべきである。

2. 本件決議は否決されているため、法律上の効果がない
ものとして、訴人の利益を欠くのが原則である。しかし、X は
25 ~~本件取締役解任の訴人~~ (854 条 1 項) と提起している。

役員解任の訴人は訴訟要件として、「当該役員を解任
する旨の議案が株主総会で否決されたこと (854 条
1 項)」をあげている。そのため、本件決議取消しの訴えが

認めらる。本件取締役解任の訴えが提起された場合は、本件
30 取締役解任の訴人の訴訟要件を欠くことになり、

理由は、
A 社がしる。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

却下される。こうすると、本件決議取消の訴えの訴えの
 には審決併上の効果を有することになる。本件決議
 取消の訴えの訴えの利益が認められる。
 よって、訴訟要件を満たすため、裁判所の本案判決を
 5 可決である。

第3. 設問2 (問2)

1. 株主である。Eが本件総会に参加したところ、Z社
 定款1条に違反し、株主総会の決議が定款に
 違反する(831条1項13)と主張することから、

10 2. Z社定款は代理人としては他の株主であることと必要と
 しており、代理人の資格と制限している。これは代理人に
 議決権行使と決めた310条1項に反し無効であるか。
 議決権の行使は株主の重要な権利であり、その行使を
 15 17 容易にできるようにしようとするのか310条1項の趣旨は?

もしも、誰でも総会に参加し、議決権を行使できるように
 すると総会の運営が妨けられるおそれがあること
 ある。そのため、代理人の資格に定款で一定の制限を
 加えることは許されると解する。

Z社の定款は、代理行使を一切認めておらず、

20 他、株主であるか代理するところから見て合理的
 な制限といえ、本件定款は有効である。

3. もしも定款が有効であったとしても、代理人資格の制限
 により、株主の議決権行使が制限されることの結果
 あるため、本件でEの代理行使が許されるか否かを
 25 決する。

代理人の資格による議決権行使と決しても、総会の運営
 が妨けられるおそれがある場合または、株主本人による議決権

行使が著しく困難であった場合には、代理人による議決権行使を認めてもよいと解する。

本問では D は本件株主に出席できなかったという事情

は無い。しかし、E は弁護士であり、弁護士会等の

5 懲戒等による制裁があることを考慮し、株主株主の便宜

を妨けるおそれはないといえる。D が E に代理行使を

依頼した目的が Y を支援することであったという事情が

ある。これは便宜を妨けるようなものではないため、

E の代理行使を認めることとなる。

10 4. おつ、E による代理行使は認められた。

本件決議は取消される。

★ この時点で消滅すべきであったが、消滅しなかった。
の順で認定しよう。

増山